(2)　新型インフルエンザ等感染症若しくは指定感染症の疑似症患者若しくは当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者又は新感染症にかかっていると疑われる者若しくは当該新感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者の診療を行うこと。

(3)　外出自粛対象者が受ける医療を提供すること及び新型インフルエンザ等感染症若しくは指定感染症の患者又は新感染症の所見がある者の体温その他の健康状態の報告を求めること。

(4)　(1)から(3)までに掲げる措置を講ずる医療機関に代わって新型インフルエンザ等感染症若しくは指定感染症の患者又は新感染症の所見がある者以外の患者に対し、医療を提供すること。

(5)　17の(一)（19において準用する場合を含む。）の新型インフルエンザ等感染症医療担当従事者、新型インフルエンザ等感染症予防等業務関係者、指定感染症医療担当従事者、指定感染症予防等業務関係者、新感染症医療担当従事者又は新感染症予防等業務関係者を確保し、医療機関その他の機関に派遣すること。

(6)　その他厚生労働省令で定める措置を実施すること。

(二)　公的医療機関等並びに地域医療支援病院及び特定機能病院の管理者は、(一)の通知を受けたときは、当該通知の内容に基づく措置を講じなければならないものとし、都道府県知事は、(一)の通知をしたときは、当該通知の内容を公表するものとした。（第三六条の二第二項及び第三項関係）

(三)　都道府県知事は、新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表が行われたときから新型インフルエンザ等感染症等と認められなくなった旨の公表等が行われるまでの期間に新型インフルエンザ等感染症、指定感染症又は新感染症に係る医療を提供する体制の確保に必要な措置を迅速かつ適確に講ずるため、当該都道府県知事が管轄する区域内にある医療機関の管理者と協議し、合意が成立したときは、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項をその内容に含む協定（以下「医療措置協定」という。）を締結するものとし、協議を求められた医療機関の管理者は、その求めに応じなければならないものとした。（第三六条の三第一項及び第二項関係）

(1)　1の(1)から(6)までに掲げる措置のうち当該期間において当該医療機関が講ずべきもの

(2)　20の(一)の個人防護具の備蓄の実施について定める場合にあっては、その内容

(3)　(1)及び(2)の措置に要する費用の負担の方法

(4)　医療措置協定の有効期間

(5)　医療措置協定に違反した場合の措置

(6)　その他医療措置協定の実施に関し必要な事項として定めるもの

(四)　都道府県知事は、医療機関の管理者と医療措置協定を締結することについて(三)の協議が調わないときは、医療法に規定する都道府県医療審議会の意見を聴くことができるものとし、都道府県知事及び医療機関の管理者は、その意見を尊重しなければならないものとした。（第三六条の三第三項及び第四項関係）

(五)　都道府県知事は、医療措置協定を締結したときは、当該医療措置協定の内容を公表するものとした。（第三六条の三第五項関係）

(六)　都道府県知事は、公的医療機関等の管理者が、正当な理由がなく、(一)の通知に基づく措置又は医療措置協定に基づく措置を講じていないと認めるときは、当該管理者に対し、当該措置をとるべきことを指示することができるものとした。（第三六条の四第一項関係）

(七)　都道府県知事は、医療機関（公的医療機関等を除く。(六)において同じ。）の管理者が、正当な理由がなく、(一)の通知に基づく措置又は医療措置協定に基づく措置を講じていないと認めるときは、当該管理者に対し、当該措置をとるべきことを指示するときは、当該管理者に対し、必要な指示をすることができるものとした。（第三六条の四第二項関係）

(八)　都道府県知事は、(六)又は(七)の指示をした場合において、公的医療機関等又は医療機関の管理者が、正当な理由がなく、これに従わなかったときは、その旨を公表することができるものとした。（第三六条の四第四項関係）

(九)　都道府県知事への(一)の通知に基づく措置又は医療措置協定に基づく措置の実施の状況及び運営の状況の報告その他の規定の整備を行うこととした。（第三六条の五関係）

病原体等の検査を行っている機関等における検査等措置協定

(一)　都道府県知事等は、新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表が行われたときから新型インフルエンザ等感染症等と認められなくなった旨の公表等が行われるまでの期間に新型インフルエンザ等感染症、指定感染症又は新感染症に係る検査を提供する体制の確保、宿泊施設の確保その他の必要な措置を迅速かつ適確に講ずるため、病原体等の検査を行っている機関、宿泊施設その他厚生労働省令で定める機関又は施設（以下「病原体等の検査を行っている機関等」という。）の管理者と協議し、合意が成立したときは、次に掲げる事項をその内容に含む協定（以下「検査等措置協定」という。）を締結するものとした。（第三六条の六第一項関係）

(1)　次のイからハまでに掲げる病原体等の検査を行っている機関等の区分に応じ、当該病原体等の検査を行っている機関等が当該期間において講ずべき措置として、当該イからハまでに定めるもの

イ　病原体等の検査を行っている機関

新型インフルエンザ等感染症若しくは指定感染症の疑似症患者若しくは当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者又は新感染症にかかっていると疑われる者若しくは当該新感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者の検体を採取すること又は当該検体について検査を実施すること。

ロ　宿泊施設　宿泊施設を確保すること。

ハ　イ及びロに掲げるもの以外の機関又は施設　厚生労働省令で定める措置を実施すること。

(2)　20の(一)の個人防護具の備蓄の実施について定める場合にあっては、その内容

(3)　(1)及び(2)の措置に要する費用の負担の方法

(4)　検査等措置協定の有効期間

(5)　検査等措置協定に違反した場合の措置

(6)　その他検査等措置協定の実施に関し必要な事項として定めるもの

(二)　都道府県知事等は、検査等措置協定を締結したときは、当該検査等措置協定の内容を公表するものとした。（第三六条の六第二項関係）

(三)　都道府県知事等は、検査等措置協定を締結した病原体等の検査を行っている機関等の管理者が、正当な理由がなく、当該検査等措置協定に基づく措置を講じていないと認めるときは、当該管理者に対し、当該措置をとるべきことを勧告することができるものとし、正当な理由がなく、これに従わなかったときは、その旨を公表することができるものとした。（第三六条の七第一項及び第二項関係）

(四)　都道府県知事等は、(三)の指示をした場合において、病原体等の検査を行っている機関等の管理者が、正当な理由がなく、これに従わなかったときは、その旨を公表することができるものとした。（第三六条の七第三項関係）

(五)　都道府県知事等への検査等措置協定に基づく措置の実施の状況及び運営の状況の報告その他の規定の整備を行うこととした。（第三六条の八関係）

流行初期医療確保措置等

(一)　都道府県知事は、新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表が行われた日の属する月から政令で定める期間が経過する日の属する月までの期間において、当該都道府県の区域内にある医療機関が10の(一)